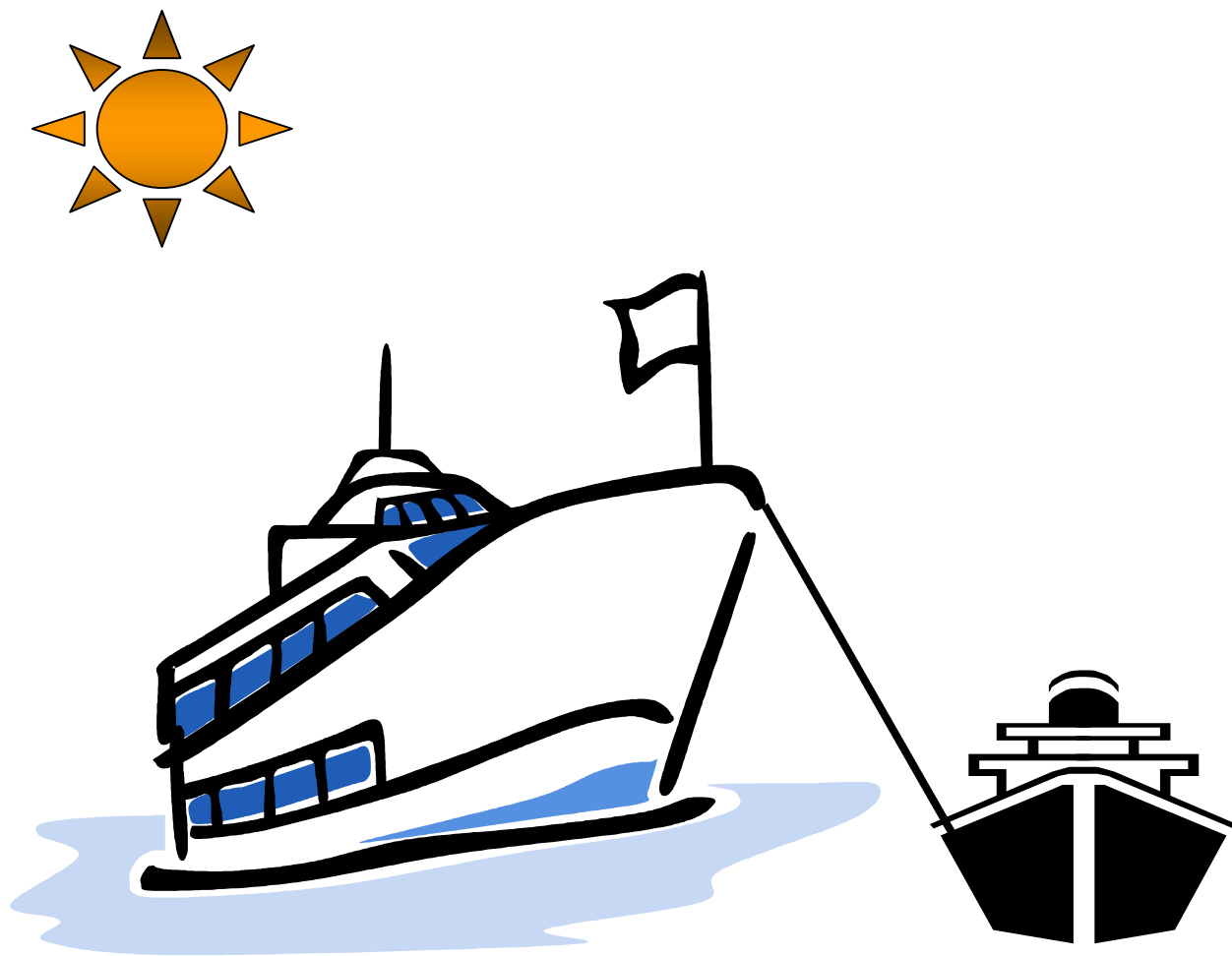


外航貨物海上保険

# 共同海損の実務



三井住友海上火災保険株式会社

この小冊子は、お客様の貨物を積載した船舶が航海途上で海難等に遭い、共同海損が宣言された場合に、お客様にご手配いただくお手続き等についてご説明したものです。共同海損手続きのご参考にしていただければ幸いです。

## 目 次

共同海損（General Average : G.A.）とは

具体的な精算例

船会社・荷主・三井住友海上の関係

救助料の担保

貨物損害の確定

共同海損の手続き

共同海損宣言状（G.A. Declaration Letter）

共同海損盟約書（Average Bond）

貨物価額申告書（Valuation Form）

無制限共同海損分担保証状（Unlimited Letter of Guarantee : L/G）

# 共同海損 (General Average : G.A.) とは

共同海損とは、紀元前から行われていた「海の慣習」で、船舶・貨物・運賃が航海中に危険に曝されたとき、それらの共同危険団体の安全又は利益のために、犠牲的处理に供された損害や支出を余儀なくされた費用を、この処置や出費で救われた船舶・貨物・運賃の価額に応じて分担する海特有の制度です。

共同海損の精算は、現在では、国際的な制度として統一された“ヨーク・アントワープルール”に従って行われます。

例えば、3,000万円の製材と2,000万円のコーヒー豆を積載した1億円の貨物船が座礁したとします。そのまま放置しておけば、風波の力で船舶や貨物は海没してしまう危険があったため、船長は救助業者にタグボードによる救助作業を依頼しました。しかし、作業は順調にいかず、オンデッキに積まれていた製材の半分を投荷して船脚を軽くしようやく離礁しました。

上記の結果、次の損害や費用が発生しました。

本船の応急修理費用	100万円	座礁の際に生じた船底の修繕費	4,000万円
救助業者への報酬	1,000万円	浸入した海水によるコーヒー豆の損害	1,000万円
投荷された製材の損害	900万円		

この場合、投荷された製材の損害や救助業者の報酬を、誰が負担するのかという問題が生じますが、投荷や救助は、船舶・貨物・運賃を救うための処置であり、これらの犠牲損害や救助費用等を、救われた船舶・貨物・運賃の価額で按分して負担する方法が、公平かつ合理的であると考えられます。このような解決方法を制度化したものが共同海損です。

このような分担方法は、紀元前から慣習として行われており、法律に採用した国もありました。その後、国際貿易の発展に伴って統一化の機運が高まり、1877年に“ヨーク・アントワープルール”として統一され、数次の改訂を経て、現在の“1994年ヨーク・アントワープルール”(Y.A.Rules 94)に至っています。このルールには、共同海損の成立要件や共同の負担とすべき損害・費用の範囲等が定めてあり、海難が発生しさえすれば全て共同海損になるわけではありません。

## 共同海損の成立要件

- 危険が現実存在すること
- 船舶や貨物等の共同の安全又は利益になる行為であること
- 故意による異常かつ合理的な犠牲又は費用であること

また、現在では、ほとんどのB/L裏面約款や用船契約に「共同海損は、“Y.A.Rules”に従って精算される」旨規定され、同時に荷主の負担義務も定められています。

# 具体的な精算例

前述の事故は、専門の共同海損精算人（G.A.Adjuster）によって、次のとおり精算されます。

共同の損害（恩恵を受けた関係者が共同で分担すべき損害・費用等 共同海損）

本船の応急修理費用	100 万円	}	計：2.000 万円
救助業者への報酬	1.000 万円（救助費用）		
投荷された製材の損害	900 万円（犠牲損害）		

（船底やコーヒー豆の損害は、座礁そのものに起因する損害であり共同海損には認められない 単独海損）

負担価額（分担額を計算する際の基礎となる金額 到着地の価格）

船舶	事故前の正体価格	1 億円	到着地の価格は修繕費用額相当が減額している
	修繕費（控除）	4.000 万円	
コーヒー豆	負担価額	6.000 万円	貨物は CIF 価格を基礎に到着地の価格が計算される 着払運賃の場合は、C&I 価格
	CIF 価格	2.000 万円	
	海水濡れ損害（控除）	1.000 万円	
製材	負担価額	1.000 万円	投荷損害が賠償されるだけで、分担に参加しなければ、かえって不公平になる
	CIF 価格	3.000 万円	
	投荷損害（控除）	900 万円	
	到着地の価格	2.100 万円	
運賃	共同海損認容額（加算）	900 万円	貨物が滅失すれば運賃が取得できなくなる着払い運賃の場合には、救助の結果、運賃が救われたと考える。従って、共同海損を分担する。 しかし、先払運賃の場合のように、事故に関係なく取得されるべき運賃は分担しない。
	負担価額	3.000 万円	
	運賃	貨物が滅失すれば運賃が取得できなくなる着払い運賃の場合には、救助の結果、運賃が救われたと考える。従って、共同海損を分担する。 しかし、先払運賃の場合のように、事故に関係なく取得されるべき運賃は分担しない。	

## 按分と決済

2.000 万円の共同海損は、負担価額に従って、次のとおり各分担者に按分されます。

	負担価額：分担割合	分担額	最終的な決済
船舶	6.000 万円： 60%	1.200 万円	100 万円 支払
コーヒー豆	1.000 万円： 10%	200 万円	200 万円 支払
製材	3.000 万円： 30%	600 万円	300 万円 受取
		2.000 万円	

最終的な決済は、船舶が応急修理費用や救助費用を立替えているため、船舶は 100 万円（1.200 万円 - 100 万円 - 1.000 万円）の支払となり、製材は 900 万円が賠償されるため 300 万円（600 万円 - 900 万円）の受取となり、コーヒー豆は 200 万円の支払となります。

また、実際の精算においては、立替手数料や利息が加味されます。

付保貨物に係わる上記精算の決済は、通常、貨物保険者と共同海損精算人の間で行われます。

# 船会社・荷主・三井住友海上の関係

船会社（船主）は、運送契約に基づいて、荷主に共同海損分担金の支払を要求します。  
また、貨物の引渡時には、貨物と引替えに、支払の担保として次の書類の提出を要求します。

**【提出を要求される書類】**

共同海損盟約書（Average Bond）

貨物価額申告書（Valuation Form）

無制限共同海損分担保証状（Unlimited Letter of Guarantee：L/G） 三井住友海上発行

**【無保険の場合は、L/Gの代わりに次のものを要求されます】**

供託金（General Average Deposit）

荷主は、貨物の受取に際し、船会社（船主）に上記書類を提出しなければなりません。

三井住友海上は、付保貨物について“無制限共同海損分担保証状”を発行します。

また、共同海損精算人に対し、貨物の負担価額等を通知し、精算が完了すれば荷主に代わって、共同海損分担金を支払います。（場合によっては支払を拒否します。）

昔の貨物が少なかった航海においては、関係者が少なく、共同海損の精算は、仕向港に到着するまでに完了していましたので、貨物の引渡時に共同海損分担金の精算が可能でした。

しかし、今日のように輸送量や関係者が多い複雑な航海では、到着までに精算が完了することは到底望めません。

現在では、共同海損の精算は、船会社（船主）の依頼を受けた専門の共同海損精算人によって行われますが、精算完了までにかかなりの年月を要するケースも少なくありません。そこで、船会社（船主）は、後日確定される共同海損分担金の回収を確実にするための担保として、貨物の引渡と引替えに上記の保証状等の提出を荷主に要求するのです。

荷主が負担に応じなければならない義務は、運送契約から生じます。従って、要求された盟約書等に署名しても、新たに義務は生じません。盟約書は誓約書的一种です。

本船の不堪航による海難事故のように、船主に責任があるケースでも共同海損は成立します。

この場合、共同海損の分担を拒否したり、一旦分担金を支払ってから損害賠償請求を行うことも可能です。しかし、船会社（船主）には貨物に対する留置権がありますので、要求書類を提出しなければ、貨物が留置される事態になりかねません。そのため、まずは書類提出の要求に応じる必要があります。

三井住友海上は、お客様の依頼に基づき、付保貨物について“分担（支払）保証状”を発行します。この保証状は、三井住友海上がお客様に代わって、「共同海損分担金の支払に応じること」を約束するもので、この保証状を船会社（船主）に提出することにより、お客様が“供託金”（分担金の概算前払い）を提供する必要がなくなります。

三井住友海上が提供する分担保証状には、“支払保証金額に制限があるもの”と“制限がないもの”があります。しかし、船会社（船主）が“制限付き分担保証状”では満足しないために、通常は“無制限分担保証状”を発行します。

ただし、この無制限保証状を発行する場合には、「保険でてん補できない分担金を三井住友海上が支払った時には、その金額を戻し入れすること」をお約束して頂く“逆保証状”の提出をお客様にはお願いすることもあります。

三井住友海上による分担金の支払は、保険契約に基づくもので、共同海損負担価額が保険金額（その他の損害を控除した残額）を上回る場合には、超過額分に割り振られた分担金について、保険契約上は支払うことができません。ところが一方では、“無制限分担保証状”を発行し、船会社（船主）に対して金額の支払をお約束しています。従って、保険で支払えない部分の共同海損分担金を支払うことになった場合は、その金額をお客様から戻して頂くことが必要となるのです。

ただ、共同海損の負担価額として、CIF 価格が採用されるために、保険金額が CIF 価格を上回っている限り問題は生じませんので、それほど神経質に考えて頂く必要はありません。

三井住友海上は、貨物の損害が確定した段階で、共同海損精算人に対し、正しく負担価額が計算されるように、到着時の貨物の状況（損害の有無や損害額）を通知します。また、犠牲損害がある場合には、その損害額の賠償を要求します。

三井住友海上は、後日、共同海損精算人から分担金の請求を受け、精算が正当であれば、お客様に代わってその分担金を支払います。時には、不堪航(\*)を理由に支払を拒否することもあります。

(\*)不堪航・・・運送人は航海の開始にあたり船舶を航海に堪える状態にしておかなければならない等の義務があります。不堪航とはその義務を果たしていない状態を言います。

# 救助料の担保

海難に際し救助が依頼された場合、共同海損分担金の支払保証とは別に、救助業者から“救助料に関する担保提供”の要求が、荷主に対してなされることがあります。

付保貨物については、三井住友海上がお客様に代わって担保を提供します。

事故に遭った本船の救助を救助業者に依頼する場合、世界的な標準救助契約である“ロイズ救助契約標準書式”(ロイズ・オープンフォーム LOF)がよく使用されます。

この契約書には、救助が成功した場合のみ報酬を払う、所謂“ No-Cure , No-Pay ”の原則や救助料の担保を予め提出しなければならないこと等が規定されています。

また、日本海運集会所制定の救助契約書にも、同様のことが規定されています。

救助契約は船長(船主)によって締結されますが、海難等の緊急事態においては、船長が貨物のためにも代理人として救助契約を締結し得ると考えられています。

LOFの場合は、船長(又は船主)が、貨物のために救助契約を締結する旨明記されています。船会社(船主)から締結の同意を求められることもあります。事前の通知がない場合でも、上記理由で、救助契約の規定が貨物にも適用されることになるのです。

救助業者が船舶や貨物に対して行う“担保提供の要求”は、救助契約に基づくもので、要求があれば、救助完了後に船舶や貨物が最寄りの安全港で引渡される時に提出しなければなりません。

この場合、船主が貨物の救助料分担額も含めて担保を提供することもあります。荷主独自の担保を要求された時には拒否できません。

担保を提供するまでは、救助業者に、救助された船舶・貨物に対する留置権や先取特権が認められていますので、早急に提出する必要があります。要求があれば、直ちに三井住友海上にご連絡下さい。

付保貨物については、お客様に代わって、三井住友海上が“支払保証状”を提供します。

また、“ロイズ・オープンフォーム”による救助契約の場合のように、ロンドンの保険ブローカー等の保証状(履行保証保険付き保証状)をロイズに提供することが必要なときは、三井住友海上がその手配を行います。

三井住友海上は、付保貨物について、後日確定する貨物の救助料をお客様に代わってお支払い致します。



# 貨物損害の確定

荷主は、共同海損負担価額算出のために、到着時の貨物価額を確定しなければなりません。従って、貨物引渡時に損害が発見されれば、Surveyor に検査を依頼する必要があります。この Survey Report が、共同海損負担価額や犠牲損害を算出する資料となります。

三井住友海上は、貨物の損害を保険条件に従っててん補します。

船会社(船主)は、避難港や到着港で GA Surveyor を任命して、海難の事情、船舶・貨物の損害状況等の調査を行ない、共同海損の精算の資料とします。

貨物の損害については、荷主側の立場で別の Surveyor に検査依頼する必要があり、GA Surveyor と意見を調整しながら検査をすすめることとなります。

Surveyor は、損害を「犠牲損害（関係者で分担されるべき損害）」と「単独海損（荷主の単独負担となる損害）」に分け、それぞれの損害額を確定します。

例えば火災の場合、単独負担となる損害（火災による焼損や煙損）と共同負担となる損害（消火水による損害）が重なって発生していることが多く、損害の分類は非常に困難ですが、Surveyor は専門的見地から、これらの分類を行ないます。

また、共同海損の原因となった事故（例えば火災）とは全く無関係に発生した損害（例えば不足損害）も、負担価額算出のために損害額を確定する必要があります。

三井住友海上は、損害額が確定しましたら、その損害を保険条件に従って、通常どおり、お客様にお支払い致しますので、請求書類を取揃えて保険金をご請求下さい。

貨物が被った投荷等による損害は、精算例でご説明しましたとおり、共同海損の精算時に、犠牲損害として賠償されますが、この精算を待たずに三井住友海上から保険金としてお支払いさせていただきます。この場合には、三井住友海上が、お客様から提出して頂く“権利移転証”(SUBROGATION FORM) に基づき共同海損精算と同時に回収を行います。

保険金支払後、三井住友海上は、海損精算人に対し到着時の貨物の損害の有無や損害額を連絡する必要があるため、損害がない場合にもその旨三井住友海上までご連絡下さい。



# 共同海損の手続き

本船事故発生から共同海損分担金支払までの手順は次のとおりです。

## 荷主の手続き

船会社(船主)から共同海損宣言状を受け取る。

三井住友海上に共同海損分担保証状 ( L / G ) の発行を依頼する。

その際には、次の書類をご提出下さい。

- ・ 共同海損宣言状 ( コピー )
- ・ Statement of Premium(Debit Note)
- ・ Invoice , Packing List
- ・ 運賃の請求書 ( インボイスが FOB 建の場合 )
- ・ B / L ( 裏面約款付 )
- ・ 共同海損盟約書 ( 写 )
- ・ 貨物価額申請書 ( 写 )

三井住友海上から L / G ( 正 1 部 ) を受取る。

次の書類を共同海損宣言状に記載されている提出先に送付する。

- ・ 海損盟約書 ( 正 1 部 )
- ・ 貨物価額申告書 ( 正 1 部 ) 又はインボイス
- ・ 保険会社発行の共同海損分担保証状 ( 正 1 部 )
- ・ 供託金 無保険の場合

貨物を引き取る。

貨物の状態を確認し、損害があれば Survey を依頼し、損害額を確定する。

三井住友海上に、損害状況を連絡する。損害がない場合もその旨連絡する。

保険金を受け取る。

## 三井住友海上の手続き

支払保証状を発行する。

貨物の損害の有無を確認する。

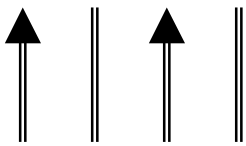
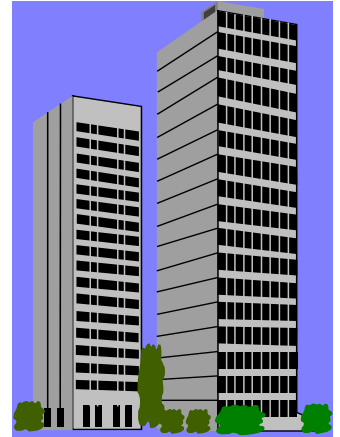
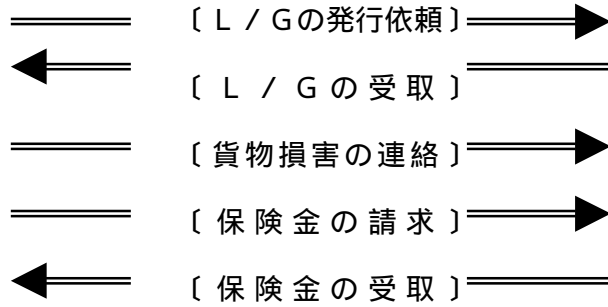
保険金を支払う。

海損精算人に貨物損害額を通知する。

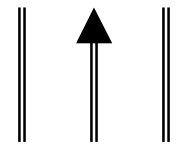
精算書を受け取る。

共同海損分担金を支払う。(または、拒否する。)

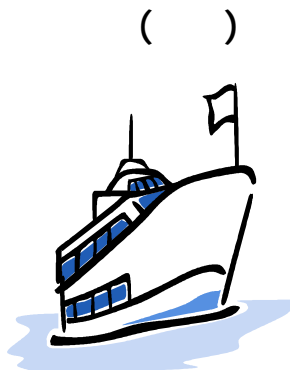
賠償金を受け取る。



[ 宣言状の受取 ]  
 [ 担保書類の送付 ]  
 [ 貨物の受取 ]  
 [ 貨物のサーベイ ]



[ 賠償金の受取 ]  
 [ 分担金の支払 ]  
 [ 精算書の受取 ]  
 [ 損害の通知 ]



# 共同海損宣言状 (G.A. Declaration Letter)

船会社(船主)が、荷主に対して共同海損の発生を通知し、同時に、後日精算される共同海損分担金の受取を確実にするために、担保の提出を依頼する書状です。

- ・ 提出書類やその必要部数、提出先や船会社(船主)が任命した共同海損精算人の名前が記載されています。
- ・ 通常、共同海損盟約書や貨物価額申告書フォームが同封されています。

## THE MARINE AVERAGE ADJUSTING LTD.

9, Kanda Surugadai 3-Chome  
Chiyoda-ku, Tokyo, 01-8011, Japan

TELEPHONE : 81-3-3259-6731  
FACSIMILE : 81-3-3259-8739

Jun. 22, 2003

Co., Ltd.

Dear Sirs,

### General Average on M/V " MARU" Voy.1

Whilst on a loaded passage from U.S.A. ports to the Far East, the vessel grounded off New Orleans on Jun. 14, 2003. In order to refloat the vessel, part cargo was discharged. The vessel was successfully refloated on Jun. 21, 2003 and reloading operations were commenced on the same day.

This gives rise to general average and the Shipowners, Shipping Line Ltd., have appointed The Marine Average Adjusting Ltd. to collect general average security and prepare an adjustment.

Before your cargo can be released to you, you are requested to provide G.A. security in the usual form of:

1. Lloyd's Average Bond
2. Valuation Form
3. Commercial Invoice Copy
4. Unlimited Letter of Guarantee signed by your Cargo Underwriter

We enclose the necessary forms in triplicate. Please complete, sign and return two copies to us together with copies of the invoices for the cargoes. The other copy is for your file.

Thank you for your kind cooperation.

Yours faithfully,


THE MARINE AVERAGE ADJUSTING LTD.



# 貨物価額申告書 (Valuation Form)

荷主が、貨物の負担価額の算出基礎となる貨物の価額を申告する書類です。

- ・インボイス価額（運賃・保険料が含まれていない時は、これらを加算したCIF価額）が、貨物の負担価額となりますので、CIF価額（着払運賃の場合は、C&I価額）を、下記サンプルを参考にしてお記入下さい。
- ・本書式の代わりに、インボイスの提出を求められることもあります。この場合、建値がFOBのときは運賃や保険料の明細を、C&Fのときは保険料の明細をご提出下さい。
- ・貨物の損害については、提出時に不明である場合が多いと思われるので、下記サンプルのとおりご記載下さい。後日、確定した段階で、三井住友海上が共同海損精算人に連絡します。
- ・供託金に関する記載は、供託金を提出しない限り記載不要です。
- ・(正)を指定の船会社、代理店、共同海損精算人等に、(写)を三井住友海上にご提出下さい。

VALUATION FORM		
To : BRITAIN MARINE S.A.		
Owner(s) of the : M.V. "GEORGE WING"		
Voyage and date : from Le Havre to Kobe , November 2002		
Port of shipment : Le Harve, France		
Port of destination / discharge : Kobe, Japan		
Bill of lading or waybill number(s) : # 6 & # 8		
Quantity and description of goods	Particulars of value	
	A Invoice Value	B Shipped Value
B/L # 6 : 13,008.000MT of Corn in Bulk B/L # 8 : 18,223.000MT of Corn in Bulk (#6 + #8 =31,231.000 MT)	Total ¥409,220,000 Ins. Prem (Total) ¥4,092,200	
Currency	CIF ¥4,133,312,200	
1. If the goods are insured please state the following details (if known):- Name and address of insurers or brokers Mitsui Sumitomo Insurance Co.,Ltd. 9, Kanda Surugadai 3-Chome Chiyoda-ku, Tokyo, 101-8011, Japan Policy or certificate number and Insured Value Policy No.202-1000000 : ¥4,546,644,000		
2. If the good arrived subject to loss or damage, please state nature and extent thereof _____ To be informed if applicable _____ and ensure that copies of supporting documents are forwarded either direct or through the insurers to the average adjusters named below		
3. If a general average deposit has been paid, please state:- (a) Amount of the deposit _____ (b) Deposit receipt number _____ (c) Whether you have made any claim on your insurers for reimbursement _____		
Date October 12, 2001 Signature of receiver of goods 		
Full name and address ○△SHOUJI K.K. 19, Yachiyodai, △Chome, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-9999, Japan		
NOTES 1. If the goods form the subject of a commercial transaction, fill in column A with the amount of the commercial invoice rendered to you, and attach a copy of this invoice hereto. 2. If there is no commercial invoice concerning the goods, state the shipped value, if known to you, in column B. 3. In either case, state the currency involved. 4. The shipowners have appointed as average adjusters J & J Adjusters London to whom this form should be sent duly completed together with a copy of the commercial invoice.		



# 共同海損分担保証状 (Letter of Guarantee : L/G)

保険会社が、付保貨物について、荷主に代わって共同海損の分担金の支払を約束する書類です。荷主が供託金を提供する代わりとなるものです。

- ・「制限保証状」と「無制限保証状」とがありますが、通常は「無制限保証状」を発行します。
- ・保証状（正）を指定の先（船会社、代理店、共同海損精算人等）にご提出ください。

Letter of Guarantee ( Unlimited )

**Mitsui Sumitomo Insurance Co.,Ltd.**

MARINE CLAIMS DEPT. : 9 KANDA SURUGADAI 3-CHOME, CHIYODA-KU,  
TOKYO, JAPAN

Date : November 15, 2002

Vessel : GEORGE WING

Voyage : from Le Havre To Kobe

Casualty : Fire

Messrs.  
Agents for the Owner of S. S. BRITAIN MARINE S.A.


Dear Sirs,

In consideration of the immediate delivery to the consignees, Messrs. MS SHOUJI K.K., of the merchandise specified below, we hereby guarantee the due payment to the Shipowners of any contribution for General Average and/or Salvage and/or other Charges which may be chargeable against the said merchandise.

It is agreed that in the event of the vessel's cargo or part thereof being forwarded to original destination by other vessel, vessels or conveyances, rights and liabilities in general average shall not be affected by such forwarding, it being the intention to place the parties concerned as nearly as possible in the same position in this respect as they would have been in the absence of such forwarding and with the adventure continuing by the original vessel for so long as justifiable under the law applicable or under the Contract of Affreightment.

The basis of contribution to general average of the property involved shall be the values on delivery at original destination unless sold or otherwise disposed of short of that destination; but where none of her cargo is carried forward in the vessel she shall contribute on the basis of her actual value on the date she completes discharge of her cargo.

Yours Faithfully,

  
Mitsuida Sumio  
Manager of Import Cargo Section  
Marine Claims Department

PARTICULARS OF THE MERCHANDISE

No. \_\_\_\_\_

Policy No.	B/L No.	Marks & Nos.	Quantity	Description	Amount Insured
202-1000000	#6&#8		31,231.000 MT	Corn in Bulk	¥4,546,644,000